

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」



「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部を改正する省令及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部を改正する件が平成16年1月26日に公布され、平成16年4月1日から施行されます。

改正内容

項目		水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
新規	ホウ素	0.1mg/L 以下	1.0mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.005mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	アルミニウム	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	非イオン界面活性剤	0.005mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg/L 以下	5mg/L 以下
変更	ホルムアルデヒド	現行	0.05mg/L 以下
		改正	0.008mg/L 以下
	フェノール類	現行	0.005mg/L 以下
		改正	0.0005mg/L 以下
削除	1,1,1-トリクロロエタン	0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1.0mg/L 以下	10mg/L 以下

給水装置省令における基準項目のうち、水質基準項目又は水質管理目標設定項目については、それらと同様の分析方法とし、それ以外の項目については答申に示された考え方に基づいて分析方法が改正されました。

注意事項としては、以下の3点があります。

- 有機物(全有機炭素(TOC)の量)については、平成17年4月1日からの施行とし、それまでの間は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)を基準項目とします。
- パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間フェノール類の基準値を従来のとおり0.005mg/Lとします。
- 省令改正の際、現に設置されている、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものについては、その給水装置の大規模改造の時まで改正後の規定適用が猶予されます。

資料:2004年2月9日付 健水発第0209003号

環境技術箇所 坂田旭子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051番地2
TEL:048-887-2590 FAX:048-886-2817
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第20条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発

